

知多市遺児手当支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、遺児の健全な育成及びその福祉の増進を図るため支給する知多市遺児手当（以下「手当」という。）に関する事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「遺児」とは、18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続き学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）に在学する者を含む。）で次の各号のいずれかに該当するものという。

- (1) 父又は母が死亡した者
- (2) 父又は母が別表に定める程度の障害の状態にある者
- (3) 父母が婚姻を解消した者
- (4) 父又は母が引き続き1年以上行方不明である者
- (5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している者
- (6) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている者
- (7) 母が婚姻によらないで懐胎した者
- (8) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（父にあつては母の、母にあつては父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた者
- (9) その他前各号に準ずる状態にある者で市長が認めるもの

2 この要綱にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「父」には、母が遺児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(支給要件)

第3条 手当は、父若しくは母がその遺児を監護するとき又は父若しくは母が遺児

を監護しない場合で父若しくは母以外の者が当該遺児の養育（当該遺児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）をするときは、当該父若しくは母又は養育者（以下「父母等」という。）に対して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、手当は、遺児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該遺児については、支給しない。

(1) 日本の国籍を有しない者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記録されていないとき。

(2) 父又は母の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、別表に定める程度の障害の状態にある者を除く。）に養育をされているとき。

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する里親に委託されているとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長の指定する施設等に入所し、又は入院しているとき。

3 第1項の規定にかかわらず、手当は、父に対する手当にあつては当該父が、母に対する手当にあつては当該母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

(1) 市内に住所を有しないとき。

(2) 次条の規定による認定の申請を受け付けた日又は第8条の規定による届出がされた日（以下「認定申請受付日等」という。）の属する月（過去に同じ遺児に係る手当の支給を受けたことがある父母等にあつては、当該父母等による最初の当該遺児に係る手当の支給に関する認定申請受付日等の属する月）から起算して60月を経過しているとき。

（認定）

第4条 前条の規定により手当の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その受給資格について、市長の認定を受けなければならない。

2 申請者は、知多市遺児手当認定申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者及び遺児の戸籍謄本（これらの者が日本の国籍を有しないときは、こ

これらの者の属する世帯の全員の在留カード又は特別永住者証明書)

(2) 遺児が18歳に達した日の属する年度の末日以後引き続き中学校等に在学するときは、在学証明書

(3) 父又は母が遺児と同居しないで、これを監護しているときは、その事実を証明する書類

(4) 養育者が遺児を養育しているときは、その事実を証明する書類

(5) 遺児が第2条第1項各号に該当することを証明する書類等

(認定通知書等の交付)

第5条 市長は、前条の規定による認定の申請があった場合において、受給資格の認定をしたときは知多市遺児手当認定通知書(第2号様式)を、受給資格がないと認めたときは知多市遺児手当却下通知書(第3号様式)を当該申請者に交付する。

(手当の支給)

第6条 手当の額は、遺児1人につき月額2,500円とする。

2 手当の支給は、第4条の規定による認定の申請を受け付けた日の属する月から始め、第3条第1項の支給要件が消滅し、遺児が同条第2項各号のいずれかに該当し、又は父母等が同条第3項各号に該当することにより手当を支給すべき事由が消滅したときは、当該手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるものとする。

3 手当は、4月、8月及び12月の3期に、それぞれその前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であっても支払うことができる。

(住所、氏名等の変更)

第7条 手当の支給を受けている者(以下「受給者」という。)は、住所、氏名、手当の支払を受ける金融機関、遺児の氏名等を変更したときは、当該変更が生じた日から14日以内に、知多市遺児手当変更届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(遺児の変動)

第8条 受給者は、その監護し、又は養育する第3条の支給要件に該当する遺児に変動が生じたときは、当該変動が生じた日から14日以内に、知多市遺児手当変動届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（手当の額の改定）

第9条 受給者につき、新たに監護し、又は養育する遺児があるに至った場合における手当の額の改定は、前条の規定による届出をした日の属する月から行う。

2 受給者につき、その監護し、又は養育する遺児の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。

3 前2項の規定により額を改定したときは、知多市遺児手当額改定通知書（第6号様式）を受給者に交付する。

（支給の停止）

第10条 手当は、父母等及び父母等の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者で父母等と生計を同じくするものの前年の所得が、愛知県遺児手当支給規則（昭和45年愛知県規則第30号）第6条の3第1項から第3項までに規定する額以上であるときは、その年の8月分から翌年の7月分までは、支給しない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、市長が別に定める。

3 受給者は、第1項の規定による手当の支給を受けないこととなる事由が生じ、又は消滅したときは、当該消滅の日から14日以内に、知多市遺児手当支給停止関係届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、受給者が遺児の監護又は養育を著しく怠っていると認める場合においては、その間の当該受給者に対する手当の全部又は一部を支給しないことができる。

（所得状況の届出）

第11条 受給者は、毎年8月1日から31日までの間に、前年の所得について、知多市遺児手当所得状況届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（支給停止通知書等の交付）

第12条 市長は、第10条第3項又は前条の規定による届出があった場合で、手当を支給しないと決定したときは知多市遺児手当支給停止通知書（第9号様式）

を、手当を支給されていない受給者が新たに手当を支給されることとなったときは知多市遺児手当支給停止解除通知書（第10号様式）を受給者に交付する。

（手当の差止め等）

第13条 市長は、受給者が第11条の規定による届出をしないときは、8月以後の手当の支払を一時差し止めることができる。この場合において、知多市遺児手当支払差止通知書（第11号様式）により、受給者に通知するものとする。

2 市長は、受給者が正当な理由がなく、第11条の規定による届出を2年間しないときは、第4条第1項の認定を取り消すことができる。

（在学証明書の提出）

第14条 受給者は、その監護し、又は養育する第3条の支給要件に該当する遺児が18歳に達した日の属する年度の末日以後引き続いて中学校等に在学するに至ったときは、当該在学の開始の日から14日以内に、在学証明書を市長に提出しなければならない。

（受給資格の喪失の届出）

第15条 受給者は、第3条の支給要件に該当しなくなったときは、速やかに、知多市遺児手当受給資格喪失届（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、当該死亡の日から14日以内に前項の届出をしなければならない。

（受給資格喪失通知書の交付）

第16条 市長は、受給者について第3条の支給要件が消滅したときは、知多市遺児手当受給資格喪失通知書（第13号様式）をその者に交付する。

（未支払の手当）

第17条 市長は、受給者が死亡した場合において、当該受給者に支払うべき手当で、まだ支払っていなかったものがあるときは、当該受給者が監護し、又は養育していた第3条の支給要件に該当する遺児にその未支払の手当を支払うことができる。

（不正利得の返還）

第18条 市長は、偽りその他不正な手段により手当の支給を受けていた者がある

ときは、その者にすでに支給された手当の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年知多市告示第31号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢の全ての指を欠くもの
- 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各項に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能とさせ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に、労働することを不能とさせ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能とさせ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、市長が定めるもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

第1号様式（第4条関係）

知多市遺児手当認定申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 氏 名 印

電話番号

次のとおり知多市遺児手当を申請します。また、受給資格の判定に必要な税関係情報の閲覧に同意します。

フリガナ			生年月日						
氏 名									
個人番号									
住 所	知多市								
遺 児	氏 名		生年月日		続柄				
支払金融 機 関	金融機関名	銀行 農協 本 店 信金 信組 支							
	口座種別		口座 番号						
遺児とな った理由	1 離婚 2 未婚 3 配偶者の死亡（疾病・交通事故）・障害・行方不明・遺棄・拘禁 4 その他（ ）								

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

様

知多市長

印

知多市遺児手当認定通知書

年 月 日付けで申請のありました知多市遺児手当については、次のとおり認定しましたので通知します。

受給者	氏名		認定番号	
	受給者住所			
対象児童氏名				
対象児童数		支給手当月額		
支給開始年月				
特記事項				

備考

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することもできます。
- 第1項の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

様

知多市長

印

知多市遺児手当却下通知書

年 月 日付けで知多市遺児手当の申請がありましたが、次のとおり却下しましたので通知します。

氏名	
住所	
却下した理由	

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することもできます。
- 3 第1項の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第7条関係）

知多市遺児手当変更届

年 月 日

知多市長 様

受給者 住 所
氏 名 印
電話番号

次のとおり変更しましたので届け出ます。

受 給 者	変 更 後	変 更 前
住 所		
氏 名		
金 融 機 関	銀行 農協 信金 信組	銀行 農協 信金 信組
	本店 支店	本店 支店
遺 児 氏 名		
変更年月日	年 月 日	
認 定 番 号	届出状況	1 児童扶養手当 2 県遺児手当

第5号様式（第8条関係）

知多市遺児手当変動届

年 月 日

知多市長 様

受給者 住 所
氏 名 印
電話番号

次のとおり、遺児の変動がありましたので届け出ます。

遺児数	変動後		変動前	
新たに遺児となった者・遺児でなくなった者				
氏 名	生年月日	続柄	学校名及び学年	増 減
				増 ・ 減
				増 ・ 減
				増 ・ 減
				増 ・ 減
遺児に変動が生じた理由				
増		減		
変動年月日	年 月 日			
認 定 番 号		届出状況	1 児童扶養手当 2 県遺児手当	

年 月 日

様

知多市長

印

知多市遺児手当額改定通知書

次のとおり、知多市遺児手当の額を改定しましたので通知します。

受 給 者	氏 名		認定番号		
	受給者 住 所				
額改定対象 児 童 名					
改 定 前	対 象 児童数		改 定 後	対 象 児童数	
	手当月額			手当月額	
改定年月					
特記事項					

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することもできます。
- 3 第1項の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式（第10条関係）

知多市遺児手当支給停止関係届

年 月 日

知多市長 様

受給者 住 所
氏 名 印
電話番号

次のとおり、知多市遺児手当の支給停止事由の発生（消滅）について届け出ます。
また、受給資格の判定に必要な税関係情報の閲覧に同意します。

発生事由	1 所得の高い扶養義務者に 扶養されるようになった 2 所得更正 3 その他	消滅事由	1 所得の高い扶養義務者に 扶養されなくなった 2 所得更正 3 その他
発生日		消滅日	
発生・消滅後の所得状況について			
(年分所得)	受給者	配偶者	扶養義務者
氏 名			続柄 ()
個 人 番 号			
所 得 額			
扶 養 人 数	(老) (特扶)	(老)	(老)
養育費（8割）			
控除（本人）			
控除（扶養）			
その他の控除			
社会保険料等相当額			
控除後所得額			
所得制限額			
認 定 番 号		届出状況	1 児童扶養手当 2 県遺児手当

第8号様式（第11条関係）

知多市遺児手当所得状況届

年 月 日

知多市長 様

受給者 住 所
氏 名 印
電話番号

年分の所得状況は、次のとおりです。また、受給資格の判定に必要な税関係情報の閲覧に同意します。

対 象 者	受 給 者		配 偶 者		扶養義務者（続柄）	
氏 名						
個 人 番 号						
所 得 額						
扶 養 人 数		(老)		(老)		(老)
		(特扶)				
養育費（8割）						
控除（本人）						
控除（扶養）						
その他の控除						
社会保険料等相当額						
控除後所得額						
所得制限額						
遺 児 の 氏 名	年 月 日生		年 月 日生			
	年 月 日生		年 月 日生			
	年 月 日生		年 月 日生			
受取金融機関	銀行 農協 信金 信組			本店 支店		
口座種別・番号						
認 定 番 号			届出状況	1 児童扶養手当 2 県遺児手当		

年 月 日

様

知多市長

印

知多市遺児手当支給停止通知書

あなたは、知多市遺児手当支給要綱の規定により、次のとおり支給停止となりましたので通知します。

受給者	氏名		認定番号	
	受給者住所			
支給停止の期間				
支給停止の金額				
支給停止の理由				

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することもできます。
- 3 第1項の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

第10号様式（第12条関係）

年 月 日

様

知多市長

印

知多市遺児手当支給停止解除通知書

あなたは、知多市遺児手当支給要綱の規定により、支給停止となっておりましたが、これが解除されましたので通知します。

受給者	氏名		認定番号	
	受給者住所			
解除の理由				

年 月 日

様

知多市長

印

知多市遺児手当支払差止通知書

次のとおり知多市遺児手当の支払を差し止めますので通知します。

受給者	氏名		認定番号	
	受給者住所			
支払差止年月日				
差止の理由				

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することもできます。
- 3 第1項の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

第12号様式（第15条関係）

知多市遺児手当受給資格喪失届

年 月 日

知多市長 様

受給者 住 所
氏 名 印
電話番号

次のとおり、受給資格を喪失しましたので届け出ます。

資格喪失の理由										
資格喪失年月日	年 月 日									
未支払手当	有・無	※有の場合： 年 月分～ 年 月分								
金融機関 ※変更する場合 のみ記入	銀行・農協		本店							
	信金・信組		支店							
	口座種別		口座番号							
	フリガナ								
	口座名義									
備考 (転出先等)										
認定番号		届出状況	1 児童扶養手当 2 県遺児手当							

年 月 日

様

知多市長

印

知多市遺児手当受給資格喪失通知書

次のとおり、知多市遺児手当の受給資格がなくなりましたので通知します。

受給者	氏名		認定番号	
	受給者住所			
受給資格がなくなった理由				
受給資格がなくなった日				

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することもできます。
- 3 第1項の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます。